

## 制限付き一般競争入札（総合評価方式）の公告

クリーンセンター滋賀第4期施設整備工事に伴う工事請負契約について制限付き一般競争入札（総合評価方式）を行うので、公益財団法人滋賀県環境事業公社会計規程第35条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月9日

公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長 三日月 大造

### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成30年度第K-1号 クリーンセンター滋賀第4期施設整備工事
- (2) 工事場所 甲賀市甲賀町神
- (3) 工事概要 掘削工243,280m<sup>3</sup>、遮水工（モルタル吹付工16,469m<sup>2</sup>、セメント改良土1,419m<sup>3</sup>、ベントナイト改良土3,184m<sup>3</sup>、遮水シート25,552m<sup>2</sup>、シート固定工一式、漏水検知システム6,622m<sup>2</sup>）、地下水集排水設備工1,808m、雨水集排水設備工1,782m、浸出水集排水設備工855m、左岸管理用道路工310m 他
- (4) 工期 契約締結日より5日以内の日から平成32年1月31日まで
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (6) 本工事は、競争参加資格の確認申請時に技術提案書等の資料を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。詳細は入札説明書による。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式による工事とする。詳細は、入札説明書および特記仕様書による。

### 2 競争参加資格

競争参加希望者は、公告の日において、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 共同企業体としての要件
  - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
  - イ 構成員は、2者であること。
  - ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。
  - エ 1構成員の出資比率は、30%以上であること。
- (2) 共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件
  - ア 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登録業種が土木一式工事であり、かつ対応許可業種が土木一式工事に登録されている者であること。（この公告の日

(以下「公告日」という。)において有効であり、かつ、最新のものに限る。)

イ 特定建設業(土木一式工事)の許可を有する者であること。

ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

を除く。)

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

エ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から公益財団法人滋賀県環境事業公社との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

オ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

カ この競争入札に関し、他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次に掲げるこの工事に係る設計業務の受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。

(名称) 株式会社建設技術研究所

(3) 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件

ア 出資比率が他の構成員を上回っていること。

イ 県内に主たる営業所を有する者にあつては、名簿における土木一式工事にかかる総合点数

が1,270点以上であること。その他の者にあつては、経営規模等評価結果・総合評定値通知書における土木一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）。

ウ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間（以下「前15年間」という。）に、次の（ア）および（イ）の要件を満たす工事（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）を単体で、または共同企業体の構成員（出資比率が20%以上の者に限る。）として元請契約し、施工し完成させた実績を有すること。

ただし、（ア）と（イ）の施工実績は同一工事、または別工事でも良い。

（ア） 地方公共団体またはそれに準じる機関（公社、事業団、事務組合等）が発注した陸上の一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場における遮水シートの施工面積が15,000㎡以上の施工実績を有すること。

（イ） 地方公共団体またはそれに準じる機関（公社、事業団、事務組合等）が発注した陸上の一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場におけるベントナイト改良の施工量が1,500㎡以上の施工実績を有すること。

エ 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

（ア） 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく適正な資格を有すること。

（イ） 前15年間に2(3)ウ(ア)に掲げる要件を満たす工事に主任技術者または監理技術者として、着手から完了まで従事した経験を有すること。

（ウ） 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するとともに、「監理技術者講習修了証」の交付を受けていること。

(4) 共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）が満たすべき要件

ア 県内に主たる営業所を有する者であること。

イ 名簿における土木一式工事にかかる総合点数が1,005点以上であること。（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）

ウ 建設業法に基づく適正な主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(5) 本工事に係る技術提案書を提出し、その内容が適正であること。なお、技術提案書の資料の作成にあたっては、入札説明書、入札説明書（別紙-1）、特記仕様書および図面等を参考とすること。

### 3 競争参加資格の確認

(1) 競争参加希望者は、1(6)の総合評価を受け、2に掲げる競争参加資格を有することを証するため、提出資料等を提出し、公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

(2) 提出資料等の提出

ア 期間 平成30年4月9日（月）から平成30年5月9日（水）まで（土曜日、日曜日および

び祝日を除く。)の午前9時から午後4時までとする(ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 方法 提出資料等の提出は持参によるものとし、郵送その他の方法は受け付けない。詳細は入札説明書による。

(3) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の確認通知は、平成30年5月23日(水)に郵便により発送する。

なお、期日までに提出資料等を提出しない者、または競争参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

競争参加者は、価格および技術提案等をもって入札に参加し、次のアおよびイの要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

なお、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「加算点」および「施工体制評価点」の配点は入札説明書(別紙-1)による。

イ 下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに資料の内容に応じ加算点を与える。

(ア) 着目点に対する技術提案 「施工管理」、「目的物の品質①②③」

(イ) 企業の施工能力 「工事成績等」

(ウ) 企業の地域性・社会性 「防災協定の締結」、「県内営業所の有無」、「県内企業の下請活用」、「県産材の使用」

ウ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行い、施工体制評価点を与える。詳細は入札説明書(別紙-1)による。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、競争参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」および「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) (2)イ(ア)(イ)(ウ)の評価項目の詳細は、入札説明書および入札説明書(別紙-1)による。

(4) (2)イ(ア)で求めた「着目点に対する技術提案」については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は工事成績評定を減ずる。詳細は入札説明書(別紙-1)による。

なお、記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は契約違反として取

り扱う場合がある。

## 5 入札手続

(1) 担当部局 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀  
〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町神 645 電話：0748-88-9191

(2) 入札説明書等の閲覧および配布

ア 紙による閲覧

入札説明書等は、次の期間・場所にて閲覧する。

(ア) 閲覧期間 平成 30 年 4 月 9 日（月）から平成 30 年 6 月 7 日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）。

(イ) 閲覧場所 (1)の担当部局に同じ

イ 電子による閲覧および配布

公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページ (<http://www.shiga-kj.com/>)からダウンロードが可能。

(3) 入札および開札の日時、場所等

ア 日時 平成 30 年 6 月 8 日（金） 午前 10 時 00 分

イ 場所 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀 浸出水処理棟 2 階研修室

(4) 郵便入札の取り扱い

認めない。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 落札金額の 10 分の 1 以上を納付すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 公益財団法人滋賀県環境事業公社会計規程第 44 条の規定に該当する入札

イ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領（以下「要領」という。）に違反した入札

(4) 支払年度区分額の割合は下記のとおりとする。なお、予算の都合により変更することがある。

平成 30 年度 約 65%

平成 31 年度 約 35%

(5) 低入札価格調査制度の適用

本工事に係る入札は、低入札価格調査制度を適用する。

ア 4 (1)に規定する落札者の決定にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に定

める低入札価格調査制度を適用する。

- イ 要領第 17 条第 1 項ただし書の基準として、調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て落札者を決定する。その結果は、後日、入札者全員に対して通知を行う。なお、落札候補者（調査対象者を含む）には、保留通知発行前に公益財団法人滋賀県環境事業公社より電話またはファクシミリによりその旨を連絡する。
  - ウ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。
  - エ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必要な資料の提出等、公益財団法人滋賀県環境事業公社が行う調査に協力しなければならない。
  - オ 低入札価格調査制度を行うにあたり、調査基準価格を下回る入札者が多数となった場合は、複数の調査対象者に対して同時に調査を行うことがある。
  - カ 本入札は、滋賀県土木交通部の低入札価格調査制度で定めている「STEP 1 調査における判断基準」における数値的判断基準を設ける。
- (6) 調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件
- ア 2 (3) エで配置する技術者とは別にもう 1 名の同等の要件を満たす技術者を専任で配置しなければならない。
  - イ 契約保証金は、落札金額の 10 分の 3 以上を納付すること。
- (7) 契約の締結
- ア 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。
    - (ア) 2 (2) イ、ウまたはエの要件を満たさなくなった場合
    - (イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合
  - イ 契約書作成の要否 要
- (8) 詳細は、入札説明書による。

以上